平成２６年（フ）第５６号
福岡県行橋市大字寺畔397番地３　寺畔団地１―７号
債務者　日高　政行
1　決定年月日時　平成26年10月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第８２２号
さいたま市南区南浦和３丁目４番６号　富士マンション305号
債務者　新藤　真理
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８５４号
埼玉県南埼玉郡宮代町大字国納322番地　アメニティーⅠ105号
債務者　西方　正広
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８８８号
埼玉県蕨市錦町２丁目21番９号　県営蕨錦町団地103号
債務者　奥田　雅夫
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９６２号
埼玉県朝霞市岡１丁目３番22号　ヒルクライム303、旧住所埼玉県朝霞市栄町３丁目５番15―705号
債務者　網倉　功夫
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９６３号
埼玉県朝霞市岡１丁目３番22号　ヒルクライム303、旧住所埼玉県朝霞市栄町３丁目５番15―705号
債務者　網倉久美子
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９８１号
さいたま市緑区東浦和１丁目８番地18　エステート藤２―301号
債務者　内海　昭仁
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９８４号
埼玉県新座市西堀１丁目10番３号　フレグランス101号室
債務者　渡邉　祐司
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９８５号
埼玉県新座市西堀１丁目10番３号　フレグランス101号室
債務者　渡邉　勝子
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９９４号
埼玉県川口市戸塚東４丁目３番３号　ヴィラ東川口201
債務者　山本マリネットクインバオ、山本マリネットこと　ヤマモト　マリネット　キャムバオ
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１００６号
埼玉県川口市鳩ヶ谷緑町２丁目1064番地
債務者　町田　恭子
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０１３号
さいたま市南区大字広ヶ谷戸140番地11
債務者　高瀬　友子
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０１５号
さいたま市北区本郷町456番地　ハイム456Ａ―102
債務者　山岸　公子
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４０３号
埼玉県越谷市神明町１丁目139番地８　レモンハイツ103号
債務者　明井　　亮
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３２７号
愛知県刈谷市今川町山ノ神114番地２　鈴木アパートⅡ北東
債務者　髙田喜代輝
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２６５号
大阪府泉大津市千原町２丁目１番５号
債務者　米矢　康展
1　決定年月日時　平成26年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３９７号
大阪府和泉市府中町５丁目21番３―201号
債務者　富田　昌弘
1　決定年月日時　平成26年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係